

第 60 号

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例

熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 生態系維持回復事業（第36条－第39条）」を「第4章 生態系維持回復事業（第36条－第39条）」を  
「第4章 生態系維持回復事業（第36条－第39条）」を  
第4章の2 質の  
に改める。

高い自然体験活動の促進のための措置（第39条の2－第39条の6）」

第3条第1項中「おいて」の次に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加える。

第8条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第9条第2項中「前条第2項」を「前条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。  
(協議会による公園計画の変更の提案)

第9条の2 第16条の2第1項に規定する協議会は第16条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第39条の2第1項に規定する協議会は第39条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第10条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第10条の次に次の1条を加える。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第10条の2 第16条の2第1項に規定する協議会は、知事に対し、第16条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第11条第2項中「、その同意を得」を削り、同条第4項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に、「申請書」を「協議書又は申請書」に改め、同条第5項中「申請書」を「協議書又は申請書」に改め、同条第6項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第7項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に、「申請書」を「協議書又は申請書」に改め、同条第8項中「申請書」を「協議書又は申請書」に改める。

第13条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公園事業者（第11条第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第15条中「第11条第2項の同意又は同条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条第2項中「同意又は認可」を「認可」に改める。

第16条の次に次の5条を加える。

（県立自然公園における協議会）

第16条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第34条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 当該市町村
- (2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
- (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であって利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収

益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

- 3 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。
- 4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第1項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第16条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
- (3) 利用拠点整備改善計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

- (5) 第11条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
- (6) 第11条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
- (7) 計画期間
- (8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第16条の4 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第16条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第16条の6において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第16条の5 知事は、第16条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第16条の6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第16条の3第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第11条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第17条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「対し、」の次に「第4条及び」を加え、同項の次に次の1項を加える。

2 知事は、第4条及び第10条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第16条の3第4項の認定（第16条の4第1項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第21条第1項中「海面」を「海域」に改め、同条第8項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業（第39条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第39条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第22条第3項第3号中「ため」の次に「、又は認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第30条中「第22条第3項第7号」を「第22条第3項第8号」に改め、「風致」の次に「又は景観」を加える。

第31条第1項ただし書及び同項第5号中「海面」を「海域」に改め、同条第7項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第6号を第7号と

し、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第33条中「第22条第3項第7号」を「第22条第3項第8号」に改める。

第35条第1項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第35条第2項中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第39条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であって自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第16条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第39条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第39条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第39条の3 第39条の2第1項に規定する協議会（以下この項及び次条第1項において単に「協議会」という。）において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、

当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
  - (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
  - (3) 自然体験活動促進計画の目標
  - (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
  - (5) 計画期間
  - (6) その他規則で定める事項
- 3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
  - (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
  - (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第39条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、知事に届け出なければならない。
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第39条の5 知事は、第39条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第39条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第39条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第39条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第40条第1項中「第47条第1号」を「第47条第1項第1号」に、「海面」を「海域」に改める。

第46条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第47条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第48条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第53条の次に次の1条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第53条の2 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第54条第1項中「第22条第3項第7号」を「第22条第3項第8号」に改める。



第55条中「第16条第1項又は第32条第1項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第16条第1項又は第32条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第21条第4項の規定に違反したとき。

第56条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 第11条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。

第56条第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号中「第21条第4項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第4号及び第5号中「者」を「とき。」に改める。

第58条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第59条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号中「第17条第1項」の次に「若しくは第2項、第29条第1項若しくは第39条の6第1項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号及び第3号中「者」を「とき。」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第10号とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第11条第2項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第11条第4項の規定による協議書及び同条第5項の規定による添付書類とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の第11条第6項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第11条第6項の規定による協議書及び同条第8項において準用する同条第5項の規定による添付書類とみなす。

(提案理由)

自然公園法（昭和32年法律第161号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必

要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。